

平成30年勝浦町マラソン議会（12月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成30年12月11日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 12月11日 午前9時30分 議長 籾 公一

散会 12月11日 午前10時57分 議長 籾 公一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

4番	麻植秀樹	7番	国清一治
----	------	----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	藪下武史
教育長	市川公雄	企画総務課長	山田徹
税務課長	久木喜仁	福祉課長	岡本重男
産業交流課長	海川好史	住民課長	中瀬弘晴
建設課長	松本博文	勝浦病院局長	笠木義弘
地方創生推進室長	石木正昭		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）について

日程第7 議案第4号 平成30年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第8 議案第5号 平成30年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第9 議案第6号 平成30年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第10 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（筈 公一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年勝浦町マラソン議会12月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

井出議員から遅刻の届け出が出ています。ご報告しておきます。間もなく見えると思います。

会議等への出席状況を報告いたします。

11月20日から22日まで、東京都で開催された第62回町村議会議長全国大会並びに神奈川県寒川町で開催された議長研修に私が出席しました。

12月8日、勝浦町で開催された沼江バイパス安全祈願祭及び起工式に全議員が出席しました。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長、藪下副町長、市川教育長、山田企画総務課長ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

今会議の会議録署名議員は、4番麻植議員、7番国清議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

松田議会運営委員長。

○議会運営委員長（松田貴志君） おはようございます。

12月4日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程であります。本日1日を予定いたします。

また、この12月会議における第一読会での全ての議案審議は、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告とします。

○議長（筈 公一君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 日程第4、議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第6号、平成30年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提出説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 改めまして、おはようございます。

平成30年勝浦町マラソン議会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走となり、ことしも残すところ20日余りとなりましたが、議員各位におかれましては、年末で何かとご多用のところご出席を賜りまして、深く感謝を申し上げます。

12月8日には、徳島県飯泉知事とともに主要地方道阿南勝浦線沼江バイパス起工式を開催いたしましたところ、町議会議員の皆様を初め、大勢のご来賓にご臨席を賜り盛大に開催することができました。心からお礼を申し上げます。

また、年が明けて1月4日から6日かけまして、新春恒例の徳島駅伝が開催されます。今回は、第65回記念大会であり、5年ぶりの勝浦コースが採用されることとなっております。勝浦郡選手団は、役員、選手一同が一致団結し、1つでも上の順位を目指して全力で練習に取り組んでおります。議員の皆様方を初め、町民皆様のご支援、ご声援をよろしくお願いいたします。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受け、本町におきましても特別職の職員で常勤のものの給与等について改定をするものであります。

次に、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例につきましても、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受け、本町におきまして職員の給与等の改定をするものであります。

続きまして、議案第3号、平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,217万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億5,444万4,000円とするものであります。

続いて、議案第4号、平成30年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,529万3,000円とするものであります。

議案第5号、平成30年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,383万9,000円とするものであります。

議案第6号、平成30年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

資本的収入及び支出の補正額につきましては、資本的収入の予定額に850万5,000円を追加して、資本的収入の予定額を8,731万円とし、資本的支出の予定額に1,701万円を追加して、資本的支出の予定額を1億1,463万8,000円とするものでございます。

なお、資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足する額850万5,000円につ

きましては、損益勘定留保資金で補填するものいたします。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（筈 公一君） 町長の提出説明は終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第1号から第3号及び第6号について、山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 皆さん、おはようございます。

私のほうからは、議案第1号、2号、第3号及び第6号の一部についてご説明をさせていただきますと思います。

まず、議案第1号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず、第1号、第2号、共通する点でございますが、議案第1号及び第2号につきましては、平成30年度人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づきまして、特別職及び一般職の職員の給与等に関する条例を改正するものでございます。議案第1号及び第2号の条例改正につきましては、両議案ともに条立てで改正をいたしております。第1条につきましては、平成30年度に施行する条例の改正でございます、そして、第2条につきましては、平成31年度以降に施行する条例の改正の2段立てとなっております。

では初めに、議案第1号について詳細説明を申し上げます。

議案第1号の第1条、こちらのほうは、条例第4条中の12月支給期末手当を100分の172.5から100分の177.5に、0.05引き上げる改正でございます。こちらのほうは、12月支給分の改正でございます。

第2条でございます。こちらのほうは、平成31年度から支給する期末手当の額を改正するものでございまして、本条の施行によりまして、31年度からは、6月期、12月期の支給率が同じ率となります。ともに100分の167.5というふうに変わるものでございます。今までは、6月期、12月期の支給率に差がございましたが、今回の改正によりまして全部一緒になっておりますので、今度の改正条例につきましてはちょっとややこしい改正の内容になっておりますので、そこらへんはご理解いただけたらと思いま

す。

第2条でございます。こちらのほうは、条例第4条中、6月支給期末手当を100分の157.5から100分の167.5に改正するものでございます。また、第1条で改正いたしました12月支給の期末手当100分の177.5を100分の167.5とともに改めて、最終的に100分の167.5の支給率となるものでございます。

施行期日につきましては、第1条は公布の日から施行し、第2条は平成31年4月1日から施行することといたしております。

適用期日につきましては、第1条の規定につきましては、平成30年12月1日とするものでございます。また、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当につきましては、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすことといたしております。

議案第1号については、以上でございます。

続きまして、議案第2号のほうをごらんいただけたらと思います。

こちらのほうは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらのほうも、詳細説明を申し上げます。

第1条では、3点の改正を行っております。

1点目は、医師等の初任給調整手当の上限額の改正でございます。条例第9条の2中、41万4,300円を41万4,800円に、5万700円を5万800円にそれぞれ引き上げるものでございます。

2点目は、医師の宿日直手当の改正でございます。条例第19条第2項中、2万円を2万1,000円に引き上げるものでございます。

3点目は、12月に支給する再任用以外の職員の勤勉手当について、条例第21条第2項第1号中、100分の90を100分の95に、0.05引き上げる改正でございます。また、再任用職員の勤勉手当についても、同項第2号中、100分の42.5を100分の47.5、こちらのほうも0.05引き上げる改正でございます。

済いません。最初3点って言いましたが、申しわけございません、4点でございます。訂正させていただきます。

4点目につきましては、月例給の改正でございます。別表第1、行政職給料表と別表第2、医療職給料表を改めまして、行政職で平均0.2%、人事院勧告ベースでござ

いますが、の引き上げとなっております。改定後の給料表を1ページ以降16ページまで記載をいたしております。

それと、もう一点また改正が、第2条がございますが、第2条は17ページ、最終ページでございます。最後のページを開いていただけたらと思います。

第2条につきましては、平成31年度から支給する期末手当及び勤勉手当の額を改正するものです。本条の施行によりまして、6月期、12月期の支給率が同じ、両方合わせてでございますが、100分の222.5に改正されます。

まず、条文のほうでございますが、第20条第2項及び第3項の改正では、期末手当について、6月期、12月期について、再任用以外の職員については、ともに100分の130に改めて、再任用職員については、ともに100分の72.5に改めるものでございます。

続きまして、第21条第2項第1号及び第2号の改正では、こちらのほうは勤勉手当について、第1条で改正しました12月に支給する再任用以外の職員の勤勉手当につきましては、100分の95を100分の92.5に改め、再任用職員の勤勉手当につきましては、100分の47.5を100分の45に改めるものでございます。これによりまして、先ほど申しましたが、6月期、12月期の支給率が同額となるようになります。

施行期日については、第1条は公布の日から施行し、第2条は平成31年4月1日から施行することといたしております。

適用期日につきましては、第1条の規定について、職員の給与に関する条例第21条第2項に係る改正規定のみ平成30年12月1日とし、それ以外につきましては平成31年4月1日からとするものでございます。

また、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与等につきましては、改正後の規定によるものの内払いをみなすことといたしております。

議案第1号、第2号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第3号でございます。

平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明をさせていただきます。

初めに、予算書の1ページをお開きください。

今回の補正予算の歳入でございます。

まず、11款分担金及び負担金、補正額がマイナスの274万3,000円でございます。こ



ちらは、現年度保育負担金の減でございます。

13款国庫支出金、補正額2,245万1,000円、こちらのほうは、農業施設災害復旧費補助金と国民年金事務費国庫委託金でございます。

14款県支出金、補正額が565万3,000円、こちらのほうは、あわっ子はぐくみ保育料助成事業の補助金、経営体育成支援事業の補助金、老朽危険空き家等除去支援事業補助金でございます。

18款繰越金、補正額が5,611万6,000円、こちらは一般財源でございます。

20款町債、補正額1,070万円、こちらは現年農林業施設災害復旧事業債でございます。

歳入総額では、9,217万7,000円の増額となっております。一般財源では5,611万5,000円の増額となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

歳出でございます。

まず、2款総務費でございますが、補正額1,116万6,000円、3款民生費、補正額75万4,000円、4款衛生費1,210万5,000円、5款農林水産業費、補正額505万2,000円、7款土木費2,710万円、10款災害復旧費3,600万円、歳出総額では9,217万7,000円の増額補正でございます。

以上で歳入歳出補正後予算合計額は38億5,444万4,000円となっております。

続きまして、4ページをごらんください。

第2表、継続費の補正でございます。

今回の補正は、年割り額の補正となっております。継続費総額の変更はございません。

一般会計では、勝浦病院改築事業繰出金として、年割り額を変更をいたしております。変更の主な内容といたしましては、平成30年度での用地造成工事実施設計費と平成31年度での用地造成工事費の計上及びそれに伴う経費の見直しによってトータル額が合計は変わらないということになっております。年割り額の内訳といたしましては、平成30年度の年割り額の補正が、補正前が1,873万5,000円、補正後2,724万円に増額でございます。平成31年度が、補正前2,434万6,000円を8,729万6,000円に増額でございます。平成32年度が、補正前4億3,285万円を3億7,917万円に減額ございま

す。平成33年度が、7億1,308万8,000円を6億8,179万1,000円に減額をいたしております。平成34年度、補正前が7,132万9,000円を8,485万1,000円に増額するものでございます。

なお、14ページには、継続費に係る調書を添付いたしておりますので、またごらんください。

続きまして、5ページをお開きください。

第3表、地方債の変更でございます。

地方債の補正として、今回の変更は、災害復旧での現年農林業施設債で、限度額を1,070万円増額補正をいたしまして、1,230万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、他の起債の当初予算と同様でございます。

以上が一般会計補正予算全体の詳細説明でございます。

ちょっとここで飛びますが、議案第6号、病院会計の補正につきましては、今申し上げました継続費の総額、年割り額を同様なことで変更をいたしております。こちらのほうにつきましては、実際の工事費等の額になっております。先ほど一般会計のほうにつきましては、繰出金の額になっておりますので、繰り出し基準に基づいた額になっております。詳細については、病院会計のほうで補足をさせていただきます。

続きまして、企画総務課関係の補正について、一般会計補正予算書の事項別明細の3、歳出から説明をさせていただきますので、10ページのほうをお開きください。

10ページの上段でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費で、郡町村会の負担金といたしまして15万円を増額補正をいたしております。内容といたしましては、郡陸上競技会から第56回記念の徳島駅伝大会で着用するウインドブレーカー、こちらを勝浦コースの記念大会を機に購入するため助成の要望があったことによるものでございます。徳島駅伝におきましては、小学生区間が新たに設定をされております。このため、小学生も駅伝選手団として参加してはおりますが、前回の勝浦コースの記念大会のときには、小学生区間がございませんでした。そのときに、ウインドブレーカーをそろって新しくつくっておりますけれども、小学生区間が入ったために、小学生の方は昨年もそろったもので参加することができなかったということで、今回その小学生用の部分を購入するのに助成をお願いしたいということでございます。金額、要望額25万円でございます。

います。これのうちの勝浦町の負担6割でございます。こちらの15万円を郡町村会の負担として計上をいたしております。郡町村会から郡の協会のほうへ助成するというふうなことでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

こちらが、上から2段目でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生費でございますが、こちらのほうで病院会計繰出金850万5,000円を増額をいたしております。内容といたしましては、勝浦病院に係る造成工事実施設計費用の増額の方でございます。継続費の年割り額で変更は行うことといたしておりますけれども、これとともに、本年度分の繰出額、支出額につきましては、当該年度の予算書に記載して繰り出しが必要となりますので、こちらの分の変更、追加の分を計上をいたしております。

以上、企画総務関係の一般会計補正予算の詳細説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第3号、4号並びに5号について、久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） それでは、議案第3号から5号までをご説明いたしますが、先日の熟尽会議のほうで詳細な説明をさせていただいておりますので、要点だけの説明とさせていただきます。

まず、議案第3号の一般会計補正予算ですけれども、その税務課関係ですが、予算書の10ページをお開きください。

2款総務費、3項徴税費、2目賦課徴収費、25のシステム改修費委託料としまして723万6,000円を計上いたしております。内訳としましては、地方税共通納税システム453万6,000円、それから法人税システム導入費270万円となっております。財源的には、全額一般財源を充てることとしております。内容ですけれども、まず共通納税システムの改修としまして、企業から送られてくる住民税特別徴収分の納付情報を地方税共通納税システムe L T A Xを通じまして自動処理を行うものでありまして、31年度の10月から全国の自治体で一斉に開始されることとなっております。今回の補正は収納システム、ミサリオ側との連携に要する改修経費を計上させていただいております。

それから、法人税システムの導入ですけれども、現在電子申告を利用する法人が年々増加傾向にあります。本町におきましては、約60%近くの法人が電子申告を利用していただいておりますけれども、税務課では、現在手作業での課税、納税事務処理を行っております。これら手作業で行っております申告内容や納付情報等、法人税の電算化を進めまして、事務の軽減、あるいはさらなる適正化を図るためのシステム導入費として今回計上させていただきます。

続きまして、議案第4号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の6ページ、一番最後のページをおおげください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、8目その他償還金で、返還金の57万7,000円を計上させていただきます。

それから次に、議案第5号、後期高齢者医療特別会計補正予算、これも一番最後、6ページをお開きください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、還付金の20万円を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 続いて、議案第3号について福祉課関係、岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 議案第3号、一般会計補正予算の8ページをお開きください。

歳入の分担金及び負担金、民生費負担金、現年度保育負担金の274万3,000円の減額補正でございます。補正後の額が3,100万4,000円となっております。この内容でございますが、徳島県のあわっ子はぐくみ保育料助成事業費補助金の実施に伴いまして、第2子以降の該当者の方の負担金を10月から3月までの期間の保育料を減額するものでございます。

なお、この減額している対象者は、所得制限がございまして、町民税所得割課税額が16万9,000円未満の方が対象となっております。

続きまして、その下の14、県支出金、県補助金、民生費県補助金、あわっ子はぐくみ保育料助成事業費補助金137万1,000円の増額の補正でございます。これは、先ほど減額しました保育料の2分の1の額が県から交付されますので、その金額を増額して

おります。補正後の額が2,521万7,000円となっております。

続きまして、10ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

10ページの民生費の社会福祉費、住民福祉センター費で、修繕費で13万3,000円を増額補正要求しております。この内容は、福祉センターのエレベーター棟の雨漏りの防水関係の工事と1階の便所のほうへ漏水がしておりまして、その原因がトイレの配水管のほうに亀裂が入っておりますので、その補修工事ということで、合わせての工事の金額となっております。

補正後の額が544万6,000円となっております。

続きまして、11ページの民生費、児童福祉費、児童福祉総務費のシステム改修委託料でございます。これ27万円の増額補正で、内容としましては、先ほど歳入のほうで説明しました、あわっ子はぐくみ保育料助成金事業の第2子以降該当者の集計作業を行うための電算機システムの改修のための費用となっております。補正後の額が2億7,349万1,000円となっております。

以上、福祉課関係の説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第3号について、中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 議案第3号、平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）住民課関係についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書10ページのほうをお開きください。

歳出のほうからご説明をさせていただきます。

まず、民生費……。濟いませぬ。申しわけございませぬ。総務費、戸籍住民基本台帳費、システム構築委託料378万円でございます。こちらのほうは、第三者が証明書を不正に取得することで住民に不利益が及ばないようにすることを目的に、証明書の第三者請求があったことを住民に知らせる、本人通知制度の実施のためのシステム構築費でございます。こちらのほうは、戸籍謄本等の不正取得を防止、抑制する効果を期待できるなど、人権保護の観点から有効な手段として、県のほうからもシステム導入の対応をお願いをされております。各市町村におきましても導入が進んでいるということでございますので、本町におきましても早期の実施が必要と考え、補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款民生費、社会福祉費、国民年金費でございます。こちらのほう

も、システム改修委託料35万1,000円でございます。こちらのほうは、平成31年4月から国民年金第1号被保険者の出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間、国民年金保険料が免除される制度でございます。こちらのほうのシステム改修費でございます。法改正に伴うものでございます。こちらのほうは、国民年金事務国庫委託金35万1,000円全額補助を予定をしております。

続きまして、11ページでございます。

4款衛生費、2項清掃費、4目廃棄物再生利用等推進費でございます。廃棄物再生利用等処理委託料360万円でございます。こちらのほうは、内訳といたしまして、使用済み乾電池等運搬処理業務委託料といたしまして60万円、また粗大ごみ回収に係る金属くず・家電4品目運搬処理業務委託料といたしまして300円の補正をお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 300万円な。

○住民課長（中瀬弘晴君） 300万円でございます。申しわけございません。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第3号について、海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 議案第3号、一般会計補正予算（第6号）について、産業交流課関係の補正予算でございますが、11ページをお開きください。

事項別明細の3、歳出で説明させていただきます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費の予算で、19節負担金、補助金及び交付金で、経営体育成支援事業補助金といたしまして505万2,000円を増額補正提案するものでございます。これは、台風21号による被災農業者向け経営体育成支援事業が発動されたことによりまして、被害を受けた農業用ハウス10棟の再建修繕を支援するための補助金でございます。特定財源といたしまして、県支出金が348万2,000円を充当いたします。

なお、一般財源の7割が特別交付税措置される見込みでございます。補助金といたしましては、事業費の約4割が該当しておりまして、町費といたしましては約2割というようところで予算組みをいたしております。

以上が産業交流課関係の一般会計補正予算の詳細説明でございます。よろしく願いします。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第3号について、松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 説明の前に、少しお時間をいただきたいと思います。

12月8日に行われました沼江バイパス整備工事の起工式では、この冬一番となる冷え込みとなりましたが、議員の皆様にご出席いただき盛大に開催することができ、大変ありがとうございました。これからは、一日も早い開通を目指し県に協力していく所存ではございますが、議員の皆様にはこれまで同様にご支援、ご指導を賜りたくお願いを申し上げます。

それでは、建設課関係の詳細説明をさせていただきます。

予算書の12ページをお開きください。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目県単道路改良費、補正額2,510万円、財源の内訳は、一般財源2,510万円で、17節公有財産購入費1,370万円、22節補償補填及び賠償金1,140万円、この補正予算については、沼江バイパスの工事で発生する残土処理場として計画しているもので、西側残土処理場の用地の購入及び立木、工作物の補償の費用でございます。

続きまして、7款土木費、4項住宅費、2目一般住宅費、補正額200万円、財源の内訳は、国県支出金80万円、一般財源120万円でございます。この補正予算については、地震等により危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等の撤去費用の一部について補助金を交付するものです。補助率は、経費の5分の4以内、上限が8万円で、県と町がそれぞれ4万円まで補助するもので、20件の申請を見込んでおります。また、町独自の施策といたしまして、大阪府北部の地震発生日、平成30年6月18日から施行日の前日までに自主的に危険ブロック塀等の撤去工事に着手または完了している場合であっても、補助要件を満たしていれば、町単独費で上限80万円を補助するものとして5件の申請を見込んでおります。

続きまして、10款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額3,600万円、財源の内訳ですが、国県支出金2,210万円、地方債1,070万円、一般財源320万円で、この補正予算につきましては、農業施設災害復旧事業3,400万円で、補助率は、基本補助率として65%、地方債は補助残の約90%を現年農林施設債で充当しております。一般財源は、国県支出金と地方債を合わせた残額120万円と災害復旧事業による工事に関連して機能上必要な工事費用として200万円を

計上させていただいております。工事箇所等につきましては、配布の建設課資料1のとおりでございます。

○議長（笹 公一君） 続いて、議案第6号について、笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 議案第6号について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、病院改築事業の委託料を増額するための補正でございます。

2ページの実施計画補正で説明させていただきます。

まず、資本的収入、支出でございます。

支出から説明させていただきます。

項の欄、建設改良費、目委託料で、1,701万円の増額でございます。

次に、収入です。

一般会計負担金として850万5,000円の増額でございます。

1ページに戻っていただきまして、第2条です。

資本的収入額が支出額に対し不足する額850万5,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填いたします。

また、第3条では、継続費の年割り額を変更しております。総額につきましては、変更しておりません。まず、30年度3,747万円を5,448万円、31年度4,869万1,000円を1億7,459万2,000円、平成32年度8億6,570万円を7億5,834万円、33年度14億2,617万5,000円を13億6,358万2,000円、平成34年度1億4,231万2,000円を1億6,935万4,000円としてございます。

内容につきましては、一般会計からの繰り出しのほうで説明がありましたので、省略をさせていただきます。

以上、ご決議よろしく申し上げます。

○議長（笹 公一君） 以上で詳細説明は終了しました。

これより質疑を行います。

議案第1号について質疑はございませんか。

議案第1号、特別職の常勤のものの条例改正、ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（笹 公一君） それでは、議案第2号について質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは、議案第3号、一般会計補正予算（第6号）について質疑はございませんか。ありませんか。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 熟尽会議で議論もしましたので、手短かに3点だけお伺いします。

システム改修費全般について、企画総務課長にお伺いします。

これは、以前から議論されていることですが、システム改修費全般について、どのような積算根拠を持ってこの事業委託費等を計上しているのかという、特に今回は自主財源での改修費の部分が多いですけど、ここらあたり、今後システム関連の予算が全体に占める割合もふえてくると予想されますが、今後においても、ここらあたりの費用の圧縮っていう部分は、やっぱり役場としても取り組んでいくべきと思います。この点について、企画総務課長の現時点での見解をちょっとお伺いしたいのと、2点目は、郡の町村会負担金の部分で、今回ジャージを購入するということで説明ありましたが、実際陸協の活動全般、私、理解もしてますし、賛同もしてます。その中で、過去においても、こういったウインドブレーカー等の購入に際して、郡の町村会として費用負担をしてきたのか、また今後新たに、こういった購入の要望があれば、郡の町村会としてはその意向に沿って支出をしていくのか。細かく言えば、その部分はこういった根拠を持って支出しているのかっていう部分がもしわかれば、その点についても教えてください。

最後に、危険ブロックの点についてです。

これは、熟尽会議でちょっといろいろ意見は申させてもらいましたが、実際今回のこの要綱を細かく見てみますと、なかなか本来の目的を達成するには少し中身の精査ができていないのではないかなど。残念ながら、県の補助事業を適用させようと思うたら、こういった内容にせざるを得なかった事情ももちろん理解できますけれども、本来特に通学路、子供たちの安全・安心を確保するために、危険ブロックを少しでも除去できるように推進する目的が、今回の予算、また要綱に入っていないかならな

いものの、現状の要綱の状況を見ますと、なかなかこれが進んでいくような状況でないんです。多分、その部分は、私の意識と少なからず共有してくれてると信じていますが、これもこの話しても切りないんで、今後の話です。今回これを予算化してくれたことは喜ばしいことと思いますけれども、来年度また国交省のほうでは、従来は建物の除却とともにブロック塀を除去せんかったら補助対象とせんかったんですけど、来年度はそこらあたりはブロック塀単独での除却に対しても国交省の補助事業を対象とするような予算組みをする予定になっているらしいです。また通学路等については、その分をしっかりとサポートするような方向に持っていつているらしいので、今回この予算、またこの要綱を適用するに当たって、来年度に向けて、この3月、3月まではいかんけど、来年度に向けて、今回の予算を推進するに当たって、いろいろ利用者の声とか、またいろんな問題、課題等が出てくると思うので、今後見直し等をしっかりと細かくやっていつてほしいんです。現状のまま置いといて予算が執行されるんやったら、今回これ可決する意味もないし、ちょっとでも消化できるような形で進めていつてほしいので、要綱の見直し等を今後どのような考えを持って進めていくのか。ちょっとごめんなさい、長うなりましたけど、その点についてお答えをお願いします。

○議長（筈 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） まず、システム改修について、費用が膨らんでいくというふうなお話であったかと思います。

まず、費用は、それぞれのシステムごとにサーバー持つような格好になってきておりますので、非常に費用は大きくなっております。とりあえずの考え方といたしまして、今度マイナンバーを取り入れた国の制度が入ってきたところもございませけれども、基本的には、できるだけカスタマイズ化をもとに戻していこうと。若干の変更をしていく中で、住民の方の戸惑いとか、そういうふうなのはある程度出てくるかとは思いますが、かなりカスタマイズされている部分も多ございませ。それに係る手間代っていうのも大分はかかってきておりますので、とりあえずはそちらのほうを少しずつ減していくというふうな格好で進めていきたいというふうには考えております。また、長期的には、国、県が進めております共同化というふうなものも見据えて進めていく必要があろうかと思ひます。そのためにも、まずカスタマイズ部分ついで

うのはできるだけ減しておかないと、幾ら共同化やられるにしても、カスタマイズ部分は別立てというふうなことになりますので、すぐにはいきませんが、そういうふうなところからしていくということで、今回来年度の予算編成につきましても、そういうふうな方向で検討してくれというふうなことで周知をいたしているところでございます。

あと、町村会の負担金でございます。

まず、ウインドブレーカー等を買ったのが過去にあるのかというふうなことであろうかと思えます。こちらのほうにつきましては、前回の勝浦コースを採用されたときに、先ほども申しましたけれども、全員のウインドブレーカーの分を助成をいたしております。今回は、その分の小学生の部分、一緒に行くのに、やはり一緒のもので統一感を持って、一緒に、ともに戦おうというふうなことも踏まえて、今回小学生部分を買いたいということでしたので助成したいということでございます。

どのように決めていくのかというふうな話でございますが、現在陸協のほうに対しまして、毎年活動費として郡町村会から助成をいたしております。そして、数年前からでございますが、小学生の育成ということで、郡陸協のほうで子供さん向けの指導をいたしております。この分につきましては、数年前に若干の増額をいたしております。そういうふうなことで今は支給してございまして、ウインドブレーカーについては、前回とことし、それも同じ徳島駅伝に出るためのものがございますので、同じものにそろえたということでございます。

今後、特別にあった場合でございますが、こちらのほうにつきましては、郡の町村会総会等も開いてございまして、そちらのほうで協議をしながら予算づけというものは決めていっております。当然、その予算づけにかかりましては、各町村の負担金として各町村で一般会計等で予算組みを必要といたしておりますので、そちらのほうにつきましても、議会の皆さんともご相談をしながら協議していく中で決めていくようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） まず、危険ブロック塀等の撤去支援事業についてですが、事業の推進といたしましては、広報かつうら1月号に掲載を予定してござい

て、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

それと、課題であるとか、事業の要綱の見直しにつきましては、事業を執行していく中で住民の意見を聞きながら、また他の市町村の状況を見ながら調査をさせていただきたいというふうに思っています。

それと、国の撤去事業につきましても、今後また調査研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） システム改修費については、なかなかそれぞれの事業の根拠ってというのが積算しにくいという難しい部分はあるっていうんは理解しておりますけれども、先ほど課長の説明あったように、できる限り知恵を絞って、予算の圧縮には努めてほしいなと思いますし、自分自身もまだまだこの点については勉強不足な点もありますので、しっかりといろいろな事案も研究して、またこうやって議論もできるようにしたいと思います。

町村会の負担については、この執行に関してももちろん賛成の立場で意見言わせてもらいよんですけど、どっかで線引かなんだらあかんという部分もあるのかなっちゅう、ちょっとそのあたりが自分自身認識ありまして、実は5年前の執行に関しても町村会の場において、私まだそのとき議員してましたんで、少し意見言わせてもうたことがあったんです。郡の代表といいましても、ほかにも個人的にはしっかりと町を代表して、勝浦町の町を背負ってっちゅう立場で、いろんな立場でスポーツとかいろんな分野で活躍されている人がおるわけなんです。そこらあたりを考えたら、何らかの根拠を持って支出をしていくという部分がある程度、政治判断の部分もあるにせよ、何か示せるもんがあったら、私自身いいのかなっていう問題意識でちょっと質問させてもらいました。この点については、でき得る限りサポートしてほしいし、今の陸協の活動すごく盛んにされてて、小学校の私の息子も今参加させてもらってますけど、ジュニアの陸上教室なんか、20人、30人ぐらいの規模で今練習されてます。将来の徳島駅伝の選手を育てている、頑張っているっていう部分もしっかりと認識してますので、ある程度そういった方に対して何かの根拠を持って支出できるような部分があったらええのかなってちょっと思いましたんで、この点については、またいろいろ考えていってほしいなと思います。

最後、危険ブロックについてです。

説明、わかりました。

今回これを制定するに向けて1月号の広報に載せるっていうことなんですけれども、やはり載せるだけでは、なかなか住民の方は理解しにくいのかなという部分あります。ここは、町として危険なブロックとしてある程度把握されてる部分もあると思うんです。それが公共物でなしに、一般の住民の所有物としても、やはりそこは踏み込んで啓発活動を行っていく必要があると思うんです。そこらあたりに対して訪問をしてするぐらいまで、私はしてほしいんですけど、その考えはどう思ってますか。ちょっとこの点だけお答えいただけますか。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 建設課のほうで、危険ブロックであろうと思われるブロック塀を把握しておりますのは、教育委員会のほうから通学路の危険ブロックということで15件ほど教えていただいております。

今後、各戸に訪問っていうことで、そういう話もいただきましたので、教育委員会とも相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（笹 公一君） いいですか。

ほかにありませんか。

大西議員。

○10番（大西一司君） 要点だけ、簡単に質問します。

まずは建設課長、説明があつた沼江バイパスの……。

○議長（笹 公一君） 大西さん。

○10番（大西一司君） はい、ごめんごめん。

12ページの土木費、沼江バイパスに係る残土処理費ですね、大方2,500万円。このことについて、もうちょっと具体的につまびらかにしてほしいというのは、地元議員は、これ恐らく全部ご承知だろうと思うんですが、我々、残土……。当初、町は残土は責任持って処理すると、用地交渉もするというふうなことでスタートして、結局10万立米近い処理の土があるということで、それに全部あそこを沼江のすぐ横のそばの谷に捨てるだけのキャパがあるんかどうかな、なおかつ埋めたそれから以降にもどういった利用方法があるのか示せとか、いろんなことを言ってきました、我々。物すご

う関心があることでもあります。このことについて、金額だけでなしに、もうちょっと内容、詳細に建設課長のほうから説明願いたいと思います。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） まず、今回補正させていただいた予算についてですが、この予算の中には、現在残土処理場に同意をいただいてない方の分も含めまして計上しております。同意をいただいていない以外の用地関係者につきましては、協力していただける意向で確認をいたしております。予算が承認されましたら、順次買収のほうに入っていきたいと考えております。

この残土処理場ですが、東側と西側とございまして、西側の残土処理場となります。当初の計画どおりに用地が買収され、残土処理場となった場合には、約9万立方メートルの残土、土砂を捨てる容量があります。現在も、東側は整備されておりますが、東側については2万立方メートルで、沼江バイパスで発生すると予想されます残土量が4万5,000立方メートルということで、東側は埋まります。西側につきましては、残り2万5,000立方メートルの残土が入り、その後6万5,000立方メートルの残土が受け入れが可能ということになります。そこが、全部の整地ができるまでには数年かかるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（笹 公一君） ● ●。

○建設課長（松本博文君） 残土処理場が終わった後、整地された状態での、その後の利用についてのビジョンについては、現在のところまだ考えには至っておりません。数年後、残土を捨てる時間がありますので、役場内でも関係各課と相談しながら決めていきたいと思っております。またそのときには、議員の皆様にもご指導、ご指摘をいただけたらと思っております。

○10番（大西一司君） 再度質問するんですが、そのことを、一番最後の答弁、全部東側、西側を埋めた上でのいろいろな利用方法を検討するということですか。例えば、今のお話では、東側は全部埋まると、今回。あと残り2万5,000立米っておっしゃった、2万5,000立米を交渉できてない西側を交渉決着できたらそこへ投入するということなんでしょう。できるかどうかわからないわね、今の段階では、交渉を成立するかどうかが、西側。今の時点で、東側だけで埋まるということじゃったら、東側だ

け利用するというような方法は考えてないのか。それと、例えば西側ができない場合に残土はどこへ持っていくのか、それは県のほうとも協議は、その場合でも話は継続していけるのかどうか、もう一遍ちょっと答弁。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 東側の残土処理場については、残土処理が終わった段階での使用用途のビジョンというのは考えることは可能かと思えます。西側については、まだ実際のところ用地が買えておりませんので、ビジョンというのは立てることが現段階ではできないのかなと思えます。

もしそれが、西側の残土処理場が整備できなかった場合についてですが、県のほうで町外への残土の搬出ってということになるかと思えます。

以上です。

○10番（大西一司君） その場合も、以前は、できたら立江のスマートインター、例えばああいうとこに持っていくとか、そういう案も出よったんやけど、今回実際議員の皆さんも皆ご承知と思うんやけど、この金額は西側の用地交渉分も含めての金額ですね、西側のほうも。でけとるやつと、これからのやつと、両方計上しておるわけやね、この金額は。

○議長（笹 公一君） 松本課長。

○建設課長（松本博文君） 今回補正させていただいた予算については、西側残土処理場の整備費用ということになります。

○10番（大西一司君） 西側だけですか。

○建設課長（松本博文君） はい、そうです。

○10番（大西一司君） 西側だけで、これだけがかかるということ。

○建設課長（松本博文君） はい。

○10番（大西一司君） 東側の分は、もう終わっとんですか、全部済んどんですか。

○建設課長（松本博文君） はい、東側の分は用地買収はできております。

○10番（大西一司君） 結局、補償費がかかっとなで、これだけになっとうちゅうことやね。単価が全然違うってということで、西側だけで2,500万円。ちょっと私わかりかねる。かなり思うとったんと違うけん。これ、西側だけでこんだけかかる。ちょ

っともっと自分で精査してみます。

それと、もう一点だけちょっと何のほうの海川課長、11ページの農林水産費で、経営体育成支援事業の補助金っていうのは、台風21号で10棟ほどのハウス改修費ということなんですが、これの内容をちょっと、我々十分認識がないんで。例えば、ごついやつ、激甚災害とか、そんなんに指定されたら、どっと補助金が出るんやけど、そんなんに似たような補助金ですか。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） これ21号と24号台風が今回こういった国の支援の発動対象になっております。21号について、50メートル近い暴風雨が吹いたっていうところで、これは指定されて、それに対して全ての気象災害が対象になるっていうものではありませんので、国が甚大な被害が発生したというように認めたときに、国がこの気象災害に対して発動するというような形の仕組みになってますので、農業を生産する施設とか、今回の21号台風については加工施設とかも含まれることになってます。

○10番（大西一司君） このハウスって、大体どんなとこなんですか。

○産業交流課長（海川好史君） ハウスは、暴風雨によってハウスがゆがんだり…

○10番（大西一司君） 何のハウス、どんなハウス。

○産業交流課長（海川好史君） キュウリとクレソンとかの野菜のハウスとシイタケハウスが主だったと思います。

○10番（大西一司君） へしゃげてしもうたやつ、大体。

○産業交流課長（海川好史君） 風でゆがんだりとか、飛ばされたりとかっていうようなハウスがあったと思ってます。

○10番（大西一司君） はいはい、わかりました。

ちょっと建設課長、もう一回だけ、ごめん。

西側っていうんは、いわゆる残っとる1軒に対してですか、これ。西側が残っとるっちゅうの。1軒だけちょっと交渉できてないって、ずっとおっしゃりよったん。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 現在同意をいただいてない方も含めて、用地関係者全員



っていうことになります。

○10番（大西一司君） そら全然話違うでな。用地地権者全員なんでしょう。

○建設課長（松本博文君） そうです。全員です。

○10番（大西一司君） 西側だけとおっしゃったけん。

○議長（笹 公一君） 西側の中の全員。

○10番（大西一司君） 全員ってというのは……。ごめん。

○建設課長（松本博文君） 西側の残土処理場の用地関係者全員ということです。

○10番（大西一司君） それで、9軒あったね、9軒。

○建設課長（松本博文君） 現在同意をいただけてない方の分も……。

○10番（大西一司君） 含めて。

○建設課長（松本博文君） いるんですが、今後また交渉を続けていくということで、その方の分も含めて今回予算を計上をさせていただいております。

○10番（大西一司君） ごめんごめん、ちょっと解釈違いで。西側ちゅうんは、その1軒だけちゅう頭でおったもんじゃけん、はいはい。ほな、これで西側はその1軒だけ残して、一応は計上しとるけんど、これで全部しまいつくということやね、まあまあ、話がでけたら。はい、わかりました。

○議長（笹 公一君） ええですか。

○10番（大西一司君） はいはい、オーケー。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） ブロック塀のことで、ちょっと松田議員の関連なんですけど、以前に教育委員会が先ほども言われたと思う16施設ぐらい、そしてまた公共施設で34カ所ぐらいあるって。注意喚起を今します、していくってことだったんですけど、よその地域に孫連れていったりすると、ここは危ないので注意してとかっていうブロック塀張とんを見かけることがあるんです。うちもやっぱりそういうことをしていったら、意識的にブロック塀危ないので、そろそろこの補助金が出たら使おうかっていうような意識に持って行ってないのに、よその自治体では、大体9月補正……。6月で、ちょっと子供があれだったんで、9月補正でたくさん補正が出とって、うちは12月で、ちょっとおくれとんで、早くスピード感を持って撤去していただきたいという場所が何カ所か、本当に親御さん思ってると思います。それで、本当に注意

喚起ができとったかどうかというところと、そしてまたこれがほんまに使いやすいように、1月の広報に載せるっていうことですが、よそのホームページとか見てみますと、2ページにぐらいいわって、すごく簡単、わかりやすいようにPRされとんです、ぜひこの補助金を使ってほしい、撤去してほしいっていうこと。どんなふうなPR、広報していけるのかっていうことと、申請して決定ができるまでどれぐらいの期間か、スピード感を持ってせないかんということ、早くせないかんので、こんな用紙でこんなことを書いて、これぐらいで決定します、それから工事に入るっていうようなことがわかりやすくPRしてほしいっていう点と、それとよその自治体では、通学路等における危険箇所総点検って教育委員会がしたところを補助対象にするっていう決定しとうところもあります。そんなことで、やっぱり教育委員会が点検して回った、そしてまた役場の職員が点検して回ったというところは、本当に危険な場所と認識しとうと思うんで、そんなところから重点的に撤去ができるように広報なりPRしていただきたいと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（筈 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 住民へのPRでございますが、1月号の広報かつうらに掲載を予定しておりますのと、ホームページにも掲載を予定しております。中身については、議員おっしゃるように、できるだけわかりやすく説明できるものを掲載させていただくように努めたいと思います。

○議長（筈 公一君） 優先順位的なもんとか。

○建設課長（松本博文君） 優先順位ということなんですが、今のところ建設課のほうでは優先順位はつけておりません。住民の方の申請によって事業が執行されるものでございますが、教育委員会とも相談しながら、危険度の高いブロック塀がある場合には、住民の方に啓発できるような形で検討していきたいと思っております。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 注意喚起しとうブロック塀は、今のところないんですか、この間はサルビア直したって言われたんですけど。

○議長（筈 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） ブロック塀に注意喚起をされたブロック塀の件数っていうのは、建設課では把握しておりません。

○議長（筈 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 以前、注意喚起で紙張らせていただいていたというのは、公共施設の絡みだけです。ほんで、ちょっと私が把握しよう範囲ですけども、住民の方の通学路のあたりのところでそういうふうなのを張ったっていうのは多分してないんで、公共施設の中で注意喚起して、既に何か所か取り払いとか、そういうふうなのはさせていただいておりますが、多分住民の方個人持ち、民間の分についてはちょっとさせていただいてないと思います。

○3番（美馬友子君） 個人は難しいと思うんで、公共施設で私張っとん見たことがないんで、ほんまに何か所か張ってくれとったんかなというところです。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） それで、1点だけ、擁壁とか石垣の上のブロック塀は、たとえば1メートル以内でも、それは下からを1メートルってするんですよね、1メートル20かな、何か、それだけ確認です。

○議長（筈 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 一応、擁壁の上にあるブロック塀っていうのがございますが、一応県のほうに確認をしましたら、危険度が高いのであれば、危険ブロックという扱いというふうに聞いております。

○議長（筈 公一君） いいですか。

○3番（美馬友子君） はい。

○議長（筈 公一君） ほかにありませんか。

議案第3号について、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） それでは、議案第4号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 次に、議案第5号について質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） それでは、議案第6号について質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了します。

お諮りします。

議案第1号から議案第6号までを第二読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議ありませんので、第二読会に付することに決定いたします。

それでは、これから第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 質疑なしと認めます。

議案第2号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(節 公一君) それでは次に、議案第3号について質疑はございませんか、議案第3号について。

国清議員。

○7番(国清一治君) 議案第3号について1点だけ質問いたします。

廃棄物の処理の関係ですが、先ほどの説明では、粗大ごみの回収の費用が300万円って説明ありましたね。ほんで、一般質問でもちょっと大分出とったんやけど、粗大ごみ無料にしたという、私もこれよかったなとは思っておったんですけども、9月の回収を見てますと、非常にパニック状態になったと。私、家の前ですので、ずっと見てました。やはりあれは解消をせなんだら、私が見る限りでは途中で帰った人も何人かおられます。それで、見直しをどうされるのか。それと、これあと一回残っとう

と思うんですけれども、この300万円ちゅうんは、9月の執行した委託料が不足分があったのかどうか、また3月に見込んでの補正予算なのか、ここらだけちょっと担当課長お願いします。

○議長（筈 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 300万円の内訳でございますが、当初予算で計上しておりましたが150万円ほどを計上をさせていただいております。これ無料化を実施する前の当初予算でございますので、無料化を実施した追加分といたしまして、9月不足額が生じておりますので、100万円不足額が生じております。その分と3月の見込み、9月分で150万円を超えて必要ございましたので、先ほど議員のほうからもご指摘がありましたとおり、渋滞等を起こしておりますので、6月のときには橋のほうまで渋滞をしておりました。9月におきましては運動公園のほうを周回させるということで、橋のほうの渋滞のほうは少々緩和されたのかなと思っておりますが、運動公園内を渋滞しておりますので、運搬車両のほうをちょっと増大をしようかなと考えております。そちらのほうの経費といたしまして、追加で50万円ほど見込ませていただきまして、200万円を3月予定をさせていただいております。9月の分というか、6月と9月の分の不足額が100万円ございました。それと3月の分ということでございます。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） わかりました。

町長に聞きたいんですけれども、実はこの粗大ごみ、私のときに始めて、そのときも第1回はパニック状態になって、5時過ぎました。そういう状態なんで、これはちょっと考えていかなんだら、大変なことが起こるなと思います。今後の方針、新年度に向けて。

○議長（筈 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 粗大ごみ無料化によって、今その回収作業が混雑しているということで、担当課とも既に協議もさせていただいておりますが、この3月はスムーズに回収できるような状況でやりたいと。来年度についても同様にやっていきたいんですが、いろんなうわさも流れてきております。そういったことに対応できるような

方法がないのかということも検討しながら対応していきたいというふうに思っております。持ってきて、何時間も並ばないかんやというようなことができるだけ緩和されますように、来年度においては取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご協力、ご指導をよろしくお願いします。

○議長（節 公一君） ほかに議案第3号について質疑はございませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） それでは、議案第4号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はありますか。ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 議案第6号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 質疑なしと認めます。

以上で本件に対する総括質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第三読解に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第6号を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(節 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から第6号までは原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(節 公一君) 日程第10, 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

ここで、一つおわびを申し上げます。

諸般の報告で漏れておりました。監査委員から10月分の例月出納検査の結果について報告書が提出されていますので、ご報告しておきます。申しわけありませんでした。

以上で12月会議の日程は全て終了いたしました。

これをもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

以上で散会いたします。

お疲れさんでした。

午前10時57分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員